「月刊経理WOMAN」2023年9月号には こんな記事が掲載されています！

皆さん、こんにちは。編集長の天野恵実子です。今回のDMをご覧いただいてありがとうございます。本誌「月刊経理WOMAN」の創刊は今から27年前の1996年4月のことです。以前私は別な出版社で経理・税務の雑誌を編集していたのですが、「経理や税金の記事は難しいなあ…」「もう少しビギナー経理でも理解できるようにやさしく解説できないのかなあ…」と常々疑問に思っていました。そこで**税務や社会保険についてビギナーの経理・税務・総務担当の方でも理解できるよう、できるだけ分かりやすく解説することをコンセプトに創刊されたのが「月刊経理WOMAN」なのです**。創刊当時は、難しい専門的な知識を分かりやすく執筆いただける税理士・社会保険労務士・弁護士の先生方を必死に探したものです。そして創刊からあっという間に27年が過ぎましたが、おかげさまで現在、全国4万人の経理総務ご担当者にご愛読をいただいています。

さて、その「月刊経理WOMAN」2023年9月号の特集企画では、**「『インボイス制度』の疑問が氷解する15Q15A」**を掲載しています。皆さんもご承知のように、いよいよ10月1日からインボイス制度がスタートします。**わが国で初めて導入される制度だけに実務担当者の不安も大きいのではないでしょうか。**インボイス制度が導入された背景や制度のしくみについては、いろいろなところで取り上げられていますので、皆さんもおおよそのことは理解されていることでしょう。そこで「月刊経理WOMAN」9月号の特集企画では、インボイス制度の実務についてありがちな疑問を15項目取り上げ、それぞれについての対応等を分かりやすく解説しました。どれも参考になるQ&Aとなっています。**本特集を参考に、10月1日までにインボイス制度の正しい知識を身に付けておきましょう!!**

特集 保存の方法から特例措置の内容 端数処理までまとめて教えます!!

「インボイス制度」の疑問が氷解する15Q15A

インボイス制度では、売手である登録事業者は、買手である取引相手から適格請求書を求められたときには、適格請求書を交付しなければならず、また、交付をした適格請求書の写しを保存しておく必要があります。そして、買手は、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存等が必要になります。**したがってインボイス制度への対応は、自社が売手の立場にあるか、買手の立場にあるかに分けて検討する必要があります。**本特集も、自社が売手の立場の場合、買手の立場の場合をイメージしながら読み進めてみてください。なおquestionでは、下記のような項目が取り上げられています(一部抜粋)。

- Q 免税事業者等からの仕入税額控除について経過措置が設けられていると聞きましたが、どんな内容ですか?
- Q 消費税の計算方法には割戻し計算と積上げ計算があるそうですが、どう違うのですか?
- Q 事務所家賃など口座振替の取引でインボイスが受け取れない場合はどうなりますか?
- Q インボイスに関連して消費税の端数処理で気を付けることはありますか?
- Q 適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付できるのはどのような場合ですか?
- Q 適格請求書と適格簡易請求書はどこが違うのですか?
- Q 社員に支給する出張旅費や宿泊費、日当等についての仕入税額控除はどうなりますか?
- Q 取引先から振込手数料が差し引かれて入金された場合の経理処理はどうなりますか?
- Q 発行したインボイス、受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合、どんな対応が必要ですか?　その他